岐阜県外国人防災人材育成委託業務

プロポーザル公募要領

令和元年６月１７日
岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課

岐阜県外国人防災人材育成委託業務
プロポーザル公募要領

岐阜県にはおよそ５万３千人の外国人県民が住んでいます。その中には、災害が起きた時、言葉や文化の違いから、必要な情報や支援が受けられない「災害弱者」となる外国人もいます。一方、外国人は支えられる側だけでなく、支える側としても期待されているところです。

このため、外国人コミュニティ等での防災啓発や、災害時に周りの外国人へのサポートを担うことができる外国人防災人材を育成することを目的に、外国人防災リーダー育成講座、さらには、育成した外国人防災リーダーが防災啓発講座の講師として活躍できるスキルを身に着けるための講座等を行います。

ついては、本事業の実施にあたり、より効果的な企画提案を募集します。

第１　募集の内容

１　委託業務名

岐阜県外国人防災人材育成委託業務

２　業務内容等

別紙「岐阜県外国人防災人材育成委託業務仕様書」のとおり

３　委託業務期間

契約締結日から令和２年３月２３日まで

４　事業実施場所

研修事業については、岐阜県内を原則とする。

５　委託費の上限

９６０，９６２円（消費税及び地方消費税込み）

第２　プロポーザルに係る事項

１　プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という）であって、以下の①から⑤までの条件を満たすものとする。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

② 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。

③ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

２　企画提案書の作成

事業の企画を、様式１に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格Ａ４縦型（一部Ａ３版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

３　プロポーザルの手続等

（１）スケジュール

項　　目	日　　程
① 公募要領等の公表・配布	令和元年６月 17 日（月）　～ 令和元年７月 10 日（水）
② 公募要領等に関する質問受付	令和元年６月 17 日（月）　～ 令和元年７月 10 日（水）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和元年６月 17 日（月）　～ 令和元年７月 10 日（水）
④ 企画提案書受付期間	令和元年６月 17 日（月）　～ 令和元年７月 17 日（水）
⑤ プロポーザル評価会議	令和元年７月 25 日（木）（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和元年８月上旬（予定）

（２）公募要領等の公表・配布

①配布日時

令和元年６月１７日（月）～令和元年７月１０日（水）まで

午前８時３０分～午後５時１５分（土日、祝祭日、振替休日を除く）

②配布場所　岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課多文化共生係

（〒500-8570　岐阜市薮田南２丁目１番１号　岐阜県庁３階）

※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル」からも入手可能です。

（http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/）

（３）公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

①受付期間

令和元年６月１７日（月）～令和元年７月１０日（水）午後５時１５分まで

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙１）を外国人活躍・共生社会推進課あてに郵送（必着）、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。

岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課多文化共生係
（〒500-8570　岐阜市薮田南２丁目１番１号）
FAX　０５８－２７８－２５６２
電子メールアドレス　c11176@pref.gifu.lg.jp

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その利害を害するおそれのあるものを除き、随時岐阜県庁ホームページ「トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル」
（http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/）にある本業務のページ上で公表します。

（４）プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和元年６月１７日（月）～令和元年７月１０日（水）午後５時１５分まで

②提出書類

ア　参加申込書（別紙２）

③提出部数　１部

④提出方法

- 企画提案参加希望者は、参加申込書（別紙２）を外国人活躍・共生社会推進課まで持参又は郵送（必着）により提出してください。
- 受付は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とします。
- 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達の記録が残るものとしてください。

（５）企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和元年６月１７日（月）～令和元年７月１７日（水）午後５時１５分まで

②提出書類

ア　企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**＜様式１＞**
別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。

イ　見積書（様式任意、見積内訳書を含むこと）

ウ　誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**＜様式２＞**

エ　プロポーザル審査資料（社会的課題への取組み）・・　**＜様式３＞**

③提出部数

６部（正本１部、副本５部）

④提出方法

・　外国人活躍・共生社会推進課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。

・　受付は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とします。

・　郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達の記録が残るものとしてください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（６）プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ　「岐阜県外国人防災人材育成委託業務プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

エ　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

オ　事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

カ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

キ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク　公募要領に違反すると認められる場合

ケ　その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア　プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ　参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ　提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ　企画提案書の提出後に辞退をする場合は、「岐阜県外国人防災人材育成委託業務プロポーザル評価会議」開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を外国人活躍・共生社会推進課に持参又は郵送（必着）により申し出てください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

①　提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

②　見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して、具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

第３　評価に係る事項

１　評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県外国人防災人材育成委託業務プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、「評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別記）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

２　プロポーザル評価会議

①開催時期　　**令和元年７月２５日（木）（予定）**

時間については、後日、企画提案参加者に通知します。

②開催場所

岐阜県シンクタンク庁舎（岐阜市薮田南５丁目１４−１２）

③企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション　　２０分間（プロポーザル参加申込書受付順）

評価会議の構成員からの質疑　１０分間

④注意事項

・　正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。

・　プレゼンテーションを行う方は３名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。

・　プレゼンテーションに際しては、提出書類とは別に補足資料を用いて説明

することも可能とします。なお、その場合においては、当日、当該補足資料を６部持参してください。

・　パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

・　プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

・　指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

３　評価項目及び評価内容

別記「評価項目及び評価内容」のとおり

第４　選定に係る事項

１　最優秀提案者の選定

県は、上記の評価結果に基づき、「評価会議」の構成員の評価点の合計が最高点の者を、最優秀提案者として選定します。

２　複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

３　提案者が１者またはない場合の取扱い

提案者が１者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を実施します。

４　選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点

② 全提案者の名称（申込順）

③ 全提案者の評価点（得点順）（提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が２者の場合には公表しません）

④ 最高優秀提案者の選定理由

⑤ 「岐阜県外国人防災人材育成委託業務プロポーザル評価会議」の構成員の氏名

⑥ その他（最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由）

第５　契約の締結

１　契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあ

ります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

２　契約保証金

岐阜県会計規則第 114 条第２号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第６　業務の適正な実施に関する事項

（１）企画提案内容の遂行

委託者は、本仕様書及び企画提案書の内容に基づき、委託業務を遂行するものとします。

（２）関係法令等の遵守

受託者は、職業安定法、労働基準法、労働関係調整法その他の関係法令を遵守してください。

（３）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、県と協議の上、その一部を委託することができます。

（４）個人情報保護

受託者は、受託者が行う業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成１０年岐阜県条例第２１号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成１１年岐阜県規則第８号）及び別記１「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

（５）守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自分の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

（６）知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、或いは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければなりません。なお、書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処しなければなりません。

（７）第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合は、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければなりません。

第７　業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

１　受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

２　その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第８　その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第９　問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570　岐阜市薮田南２丁目１番１号（県庁３階）
岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課多文化共生係
TEL　０５８－２７２－１４８３（直通）
０５８－２７２－１１１１（内線３３５５）
FAX　０５８－２７８－２５６２
電子メールアドレス　c11176@pref.gifu.lg.jp

別記

岐阜県外国人防災人材育成委託業務評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を１００点満点として採点し、評価会議構成員（3名）の採点数の合計で算出する。なお、配点合計（１００点）の6割（６０点）を基準点とし、評価会議構成員の総評価点の平均（各構成員の総評価点合計÷評価会議構成員数）が基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

評価項目及び評価内容	評価基準点				
1　提案内容の有効性及び実現可能性（７０点）	優良	良	普通	やや劣る	劣る
（1）　講座概要 本事業の目的に沿った提案内容となっているか。	１０	8	6	4	2
（2）講座スケジュール 事業の実施スケジュールが妥当で、業務の実現可能性が示されているか。	１０	8	6	4	2
（3）外国人防災リーダー育成講座（基礎編） 外国人防災リーダー育成の趣旨や期待される役割を理解し、災害時に自分たちが経験することを想定しながら、自分自身や家族、周りの人の命や生活を守るためにどうしたらよいのか等理解を深めることのできる内容となっているか。	１０	8	6	4	2
（4）外国人防災リーダー育成講座（チャレンジ編） 基礎編で学んだことを前提に、災害時、特に外国人が陥りやすい状況を理解したうえで、その状況に対しての解決方法や、被害軽減方法を学び、自ら活動できる内容となっているか。	１０	8	6	4	2
（5）スキルアップ編①② 外国人防災人材が、「周りの外国人に災害・防災について伝える」能力のスキルアップを図る内容となっているか。	１０	8	6	4	2
（6）研修運営 参加者の興味を引き、積極的に取り組むことができる工夫がされているか。	１０	8	6	4	2
（7）講師 各研修の講師は、防災の専門、もしくは外国人防災について実践的な経験を有したものであるか。	１０	8	6	4	2
2　事業を適正かつ確実に実施する能力（３０点）	優良	良	普通	やや劣る	劣る
（1）事業実施の能力 本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	１０	8	6	4	2
（2）事業実施体制の確保 計画を適正かつ確実に実施できる人員体制が示されているか。	１０	8	6	4	2
（3）事業費の妥当性 事業費の積算は、必要な人材を活用し、企画内容を実現する上で適切なものであるか。	5	4	3	2	1
（4）社会的課題への取り組み 「仕事と家庭の両立支援」（2点）、「障がい者雇用」（2点）、「若者の採用・育成」（1点）といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5	4	3	2	1　0
計	点				